



産業廃棄物処分業許可証

住 所 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来1713番地の35

氏 名 有限会社クリーンセンターケイ・エム・ケイ
代表取締役 清本 恵子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸



許 可 の 年 月 日

令和 3 年 3 月 1 6 日

許 可 の 有 効 年 月 日

令和 8 年 3 月 1 5 日

1. 事業の範囲

事業の区分

(1) 処分の方法

中間処理

破碎

取扱産業廃棄物の種類

- ① 汚泥（セメント・同製品製造業から排出する乾燥した無機性汚泥に限る。）
- ② 廃プラスチック類
- ③ 紙くず
- ④ 木くず
- ⑤ 繊維くず
- ⑥ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- ⑦ がれき類

以上7種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

(2) 処分の方法

切断

取扱産業廃棄物の種類

- ① 廃プラスチック類
- ② 紙くず
- ③ 木くず
- ④ 繊維くず
- ⑤ 金属くず

以上5種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

複写厳禁

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類の

破碎施設（汚泥、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 AC4220B）

設置場所

和歌山県西牟婁郡上富田町朝来字大内谷1713番地35

設置年月日

平成26年3月1日

処理能力

168t/時

許可年月日

平成26年1月20日

許可番号

25第60053号

借受許可年月日

平成28年3月9日

(2) 施設の種類の

木くずの破碎施設（株式会社小松製作所製 型式：BR200T）

設置場所

和歌山県西牟婁郡上富田町朝来字大内谷1713番地35、1723番

設置年月日

平成13年1月10日

処理能力

160t/日（8時間）

許可年月日

令和3年9月16日

許可番号

R03第61093号

借受許可年月日

平成28年3月9日

(3) 施設の種類の

破碎施設（二軸式破碎機）

設置場所

和歌山県西牟婁郡上富田町朝来字大内谷1713番地35 外2筆

設置年月日

平成27年9月1日

処理能力

廃プラスチック類 2. 17t/日 紙くず 2. 24t/日
木くず 3. 41t/日 繊維くず 2. 16t/日

（裏面に続く）

(4) 施設の種類	切断施設 (PSH-15-800-1400)
設置場所	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来字大内谷 1713 番地 35
設置年月日	平成 29 年 3 月 1 日
処理能力	廃プラスチック類 4.0 t / 日 紙くず 3.6 t / 日
	木くず 11.1 t / 日 繊維くず 6.1 t / 日
	金属くず 21.8 t / 日
(5) 施設の種類	木くずの破碎施設 (Vermeer 社製 型式: HG6000TXII)
設置場所	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来字大内谷 1713 番地 35、1723 番
設置年月日	令和 3 年 9 月 30 日
処理能力	812.6 t / 日 (8 時間)
許可年月日	令和 3 年 9 月 16 日
許可番号	R03 第 60092 号

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
平成 28 年 3 月 16 日 新規許可
令和 3 年 3 月 16 日 更新許可
平成 30 年 3 月 27 日 変更許可

5. 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 有

複写厳禁

令和 4 年 1 月 20 日 書換え